

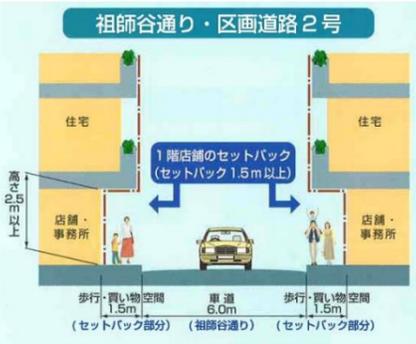
分倍河原駅周辺地区 事例見学会 (H29.11.22)

<参加者>

分倍河原共栄会 5名 (株)ジオ・アカマツ 1名
NREG東芝不動産(株) 1名 美好町3丁目自治会 1名
片町3丁目自治会 1名

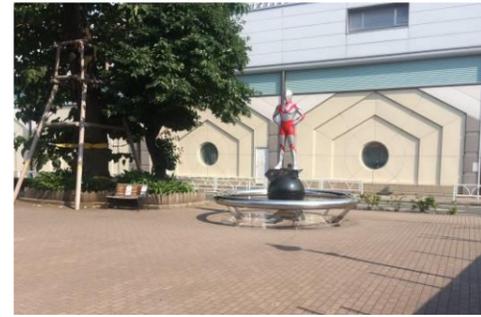
②区画道路2号 (幅員 6.0m)

- ・建物の1階部分は、建て替えの際、新たな道路境界から1.5m以上、高さ2.5m以上とする。
- ・後退した部分は歩行・買い物空間とする
- ・商店街として店舗の連担、賑わいを創出するため、1階部分は店舗事務所とする。(地区街づくり計画より)
- ・夕方の時間帯は、買い物客をはじめ、幼い子どもから高齢者であふれ、通行者との接触事故が発生していたことから、交通規制を実施
- ・16時から18時の2時間 車両通行止め
- ※バス、緊急車両を除くすべての車両



①駅前広場の整備

- ・駅北側に約1,200㎡の駅前広場を整備



⑦側道1~3号 (6.0~12.0m) の新設整備 (一部既存)

- ・鉄道の高架化に合わせて既存の道路を基に側道を整備。



⑥区画道路3号と高架下の駐輪場

- ・高架下には自転車駐輪場、商業施設などが入っている。



⑤バス乗り場

- ・駅から少し離れた位置にある。駅北側の側道沿いにコミュニティバスのバス停がある。



④バスの回転場 (既存)

- ・城山通りの整備に合わせて整備



③区画道路1号 (幅員 7.0m)

- ・建物の1階部分は、建て替えの際、新たな道路境界から1.5m以上、高さ2.8m以上とする。
- ・後退した部分は歩行・買い物空間とする。
- ・商店街として店舗の連担、賑わいを創出するため、1階部分は店舗事務所とする。(地区街づくり計画より)

